



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年1月31日(金) 第9770号

目次

ページ

	ページ
規 則	
○群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則(世界遺産課)	2
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更(森林保全課)	3
○同	4
○同	5
○道路の区域変更(道路管理課)	5
公 告	
○第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定(商政課)	6
選挙管理委員会告示	
○個人演説会等の施設の指定取消し	6

■ 規 則

群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四号

群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例(令和元年群馬県条例第二十一号)の施行期日は、令和二年三月二十七日とする。

■ 告 示

◎群馬県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
前橋市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
渋川市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第17号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下仁田白田線	甘楽郡南牧村大字羽沢字合芳180番の1地先内	前	11.6~13.3	30.0
			後	18.6~19.5	30.0

■ 公 告

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第1項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特別区域を定めたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年1月31日

群馬県知事 山 本 一 太

別紙図面に表示する次の区域

高崎市栄町73番1、73番2、73番3、74番1、75番1、76番1、76番2、76番3、76番4、79番、79番15、79番16、79番17、79番18、79番19、79番地先道

備考 「別紙図面」は省略し、群馬県産業経済部商政課及び群馬県県民センター並びに高崎市役所商工観光部商工振興課に備え置いて閲覧可能とするほか、群馬県ホームページに掲載する。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第6号

みどり市選挙管理委員会は、次の施設について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した。

令和2年1月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮 下 智 満

施設の名称	所在地	種別	収容人員	面積	指定取消年月日
みどり市立笠懸体育館	みどり市笠懸町鹿344番地	体育館	800人	1287.6㎡	令和2年1月14日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111